

職員の給与等に関する報告及び勧告に当たって

熊本県人事委員会委員長談話(令和3年10月8日)

本日、熊本県人事委員会は、県議会及び知事に対し、職員の給与等の報告及び勧告を行いました。

職員の給与改定に当たっては、国や他の地方公共団体の職員の給与等の状況も踏まえながら、地域の民間の給与水準と均衡を図ることを基本としています。

職種別民間給与実態調査を実施し、職員給与と民間給与を比較した結果、月例給については、民間給与との較差が小さく、ほぼ均衡している状況にあることから、改定を行わないこととしました。また、職員の期末手当及び勤勉手当については、年間支給月数が民間事業所における支給割合を上回ったことが明らかになったことから、民間の支給割合に見合うよう0.15月分引き下げを勧告しました。

人口構造の急激な変化や社会のデジタル化が進む中、複雑かつ高度化する行政課題に対応するため、県の役割は一層大きくなっています。職員の能力と意欲を十分に引き出すためには、仕事と生活の調和を図り、健康で豊かな生活を送る時間が確保できる勤務環境を整備することが重要です。そのため、職員の人事給与等に関する今後の課題として、人事給与制度に関しては、能力及び実績に基づく人事管理の推進、多様で有為な人材の確保及び育成等について報告しました。また、働き方改革と勤務環境の整備に関しては、総実勤務時間の縮減、職員の健康管理、仕事と家庭の両立支援の推進等について報告しました。

特に、本県では、平成28年熊本地震、新型コロナウイルス感染拡大、令和2年7月豪雨災害等、県民生活に甚大な影響を与える災害や事象が続いており、その対応等に伴い時間外勤務を行った職員が増加しています。任命権者においては、対応業務の長期化を見据え、時間外勤務縮減に向けた取組を一層進め、職員の心身への負担軽減に努めていく必要があります。

本委員会としましても、任命権者と連携しながら、職員の勤務条件の確保等に適時適切に取り組むとともに、労働基準監督機関としての役割をより充実させていきます。

人事委員会勧告制度は、労働基本権制約の代償措置として、職員の適正な勤務条件を確保するために設けられているものです。本制度が正しく運用されることが、職員の勤務条件について県民の御理解を頂くことにつながるとともに、人材の確保や労使関係の安定等をもたらし、もって効率的で安定的な行政運営に寄与するものです。

職員にあっては、被災者の支援及び被災地域の復旧・復興や新型コロナウイルス感染症への対応のため、職務に精励されていますことに対し、心から敬意を表します。今後も、職員一人ひとりが改めて全体の奉仕者としての自覚を強く持ち、公務員倫理の保持及び服務規律の遵守に引き続き努め、県民の期待と信頼に応えていかれることを期待します。

任命権者においては、被災地域の復旧・復興をはじめ県勢の更なる発展に向けて、職員が職務に専念できるよう、勤務条件及び勤務環境の適正な確保について、引き続き十分な取組をお願いします。

最後に、県民の皆様におかれましては、人事委員会が行う報告・勧告制度の意義と、個々の職員がそれぞれの職場で使命感を持って毎日の職務に精励していることについて、深い御理解を賜りたいと存じます。